

熊本県公告第787号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成15年11月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂横手店
熊本県八代市横手町源代 1152
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村英文
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 河喜多熊男
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村英文
熊本県熊本市武蔵ヶ丘一丁目2番51号
変更後 株式会社ゆうあいマート 代表取締役 大村清志
熊本県熊本市武蔵ヶ丘一丁目2番51号
- 3 変更の年月日
平成15年10月1日
- 4 変更する理由
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
代表取締役交代のため
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
小売業者の名称変更のため
- 5 届出年月日
平成15年10月16日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室
平成15年11月19日から平成16年3月18日まで

熊本県公告第788号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成15年11月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂八代店
熊本県八代市本野町字西道善寺 2301-1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村英文
変更後 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 河喜多熊男
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社ニコニコ堂 代表取締役 川村英文
熊本県熊本市武蔵ヶ丘一丁目2番51号
変更後 株式会社ゆうあいマート 代表取締役 大村清志
熊本県熊本市武蔵ヶ丘一丁目2番51号
- 3 変更の年月日
平成15年10月1日
- 4 変更する理由
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
代表取締役交代のため
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
小売業者の名称変更のため
- 5 届出年月日
平成15年10月16日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室
平成15年11月19日から平成16年3月18日まで

熊本県公告第789号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。